

空き家になっても、責任を持って、大切に管理しましょう



家はあなたの財産です。
大切に管理しましょう。

人が住まなくなった家は、劣化が進みやすくなりますので、適切に管理しましょう。管理できない場合は、「売る」、「貸す」、「譲る」、「壊す」など、家族や親戚とよく相談して決めましょう。管理しないしていると家が傷むだけでなく、通行人にけがをさせたり、ご近所に損害を与えたりする恐れがあります。

管理の例

区長やご近所に
連絡先を伝えておく



漏電防止
(電力会社に相談)

庭木の剪定、
枯葉の掃除、
敷地の草むしり

戸締まり



ガスボンベの
管理または撤去

敷地内への侵入の規制

定期的な管理をする

(家や塀の損傷の点検、換気、通水、掃除、害虫の駆除、郵便物の回収など)

特に重要な冬期間の管理

- ❗**屋根雪下ろし**をしないしていると、軒先が破損して、瓦の落下などを引き起こします。
- ❗**雪かき**をしないしていると、通行の妨げになります。
- ❗**家や庭木の雪囲い**をしないしていると、家の損壊や倒木を引き起こします。



よくある苦情

- 庭木が繁り、敷地や道路にはみ出て、通行を妨げている。
- 空家から、動物や害虫が出てくる。
- 子どもが敷地に入って遊び場になっていた。
- 屋根雪下ろしをしておらず、危ない。
- 戸締まりがされておらず、不審者の出入りが心配だ。
- 雪かきをしておらず、通路をふさいでいる。
- ブロック塀が倒れかかっており、危ない。
- 困ったことが起こっても、連絡先が分からず相談できない。



『空家等対策の推進に関する特別措置法』では、第3条で「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と定めています。近隣住民等から苦情があった場合、市は第9条に基づき立入調査をしたり、第10条に基づき固定資産税の課税情報を利用するなどして所有者を調べ、通知をする場合があります。さらに、保安上危険となるおそれがある、著しく衛生上有害となるおそれがあるなど、「特定空家等」と認められる場合には、第14条に基づき助言や指導、勧告などをする場合があります。

越前おおの空き家情報バンク制度

移住定住促進の一環として、売却・賃借が可能な市内にある空き家を募集し、その情報を市内外の購入・賃借を希望される方に提供しています（詳しくは「オオノグラシ」で検索）。**空き家情報を提供いただける所有者を募集します。**

- 大野市はホームページ等で情報提供を行い、売買等の交渉には原則関与しません。
- 宅地建物取引業者でない空き家の所有者の方は、必ず宅地建物取引業者に仲介を依頼していただく必要があります。

大野市役所 結の故郷推進室（電話番号：0779-64-4824）

越前おおの定住住宅取得支援事業

空き家の活用を促進するため、市内在住の40才以下で**中古住宅を取得した方に対して、住宅購入費やリフォーム工事費の一部を補助します。**

- 中古住宅を購入した場合の補助金額
（昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工された住宅については、耐震性を有していることを証明できること）
（3親等内の親族以外の者から購入した住宅であること）

城下町地区※	住宅取得価格の1/10	（50万円上限）
城下町地区以外の市内全域	住宅取得価格の1/10	（25万円上限）



- 購入した中古住宅のリフォーム工事をした場合の補助金額
（上記の中古住宅を取得してから1年以内に市内業者が着工した工事で、当該工事費が10万円以上の場合のみ）

城下町地区※	リフォーム工事費の1/10	（50万円上限）
城下町地区以外の市内全域	リフォーム工事費の1/10	（25万円上限）

※城下町地区とは、元町、本町、要町の全域。
泉町、城町、明倫町、錦町、大和町、日吉町、
弥生町、天神町、春日1丁目の一部

大野市役所 建築営繕課（電話番号：0779-64-4815）

大野市都市景観形成建築物等整備事業

大野市景観条例に基づく景観形成地区内（七間通り、五番通り、寺町通り）に立地する住宅・店舗などの建築物について、**市が定める助成修景基準に適合する外観の修景や門・塀などの外構施設の整備に対し補助します。**（補助率は2/3、同一敷地内の補助限度額は400万円、施工業者は大野市内に事業所を有する業者に限ります）

- 補助対象は、通りから望見できる部分です。所有者は最低10年間、保守管理に努めるものとします。

まちなか町家暮らし支援事業

大野市都市再生整備計画に掲げる「越前おおの城下町地区」（大野市景観条例に基づく景観形成地区（七間通り・五番通り・寺町通り）を除く）において、**町家型住宅の改修を行う場合に、外観工事費の一部を補助します。**町家型住宅とは、住宅または店舗で市が定める基準を満たすものとします。（補助率は、1/2、限度額は、町家型住宅は200万円、町家型共同住宅は400万円、施工業者は大野市内に住所または主たる事業所を有する業者とします）

- 補助対象は、通りから望見でき、道路から3m以内の部分です。所有者は最低10年間、保守管理に努めるものとします。

越前おおの伝統的民家普及促進事業

大野市都市再生整備計画に掲げる「越前おおの城下町地区」以外に立地する**伝統的民家（農家型住宅または町家型住宅）の改修を行う場合に、外観工事費の一部を補助します。**伝統的民家とは、市が定める基準を満たす住宅（店舗併用住宅を含む）または福井の歴史的建造物保存促進事業審査委員会が認めたものとします。（補助率は、伝統的民家保存活用推進地区は1/2・その他の地区は1/3、限度額は200万円、施工業者は大野市内に住所または主たる事業所を有する業者とします）

- 屋根のみの改修は補助の対象としません。所有者は最低10年間、保守管理に努めるものとします。



大野市役所 建設整備課（電話番号：0779-64-4812）

空き家の管理業務

庭木の手入れ、除草、雪囲い、掃除などを承ります。まずは管理内容についてご相談ください。

（公社）大野市シルバー人材センター（電話番号：0779-66-0069）

